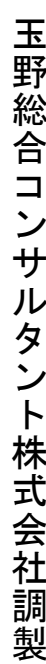
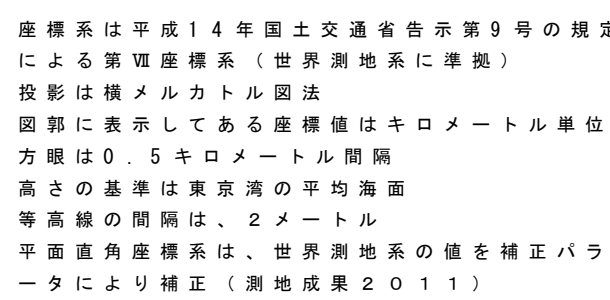


13 VII-MD-37-4

[illegible]

座標系は平成14年度国土交通省告示第9号の規定による第Ⅲ座標系（世界測地系に準拠）
 変換は横メルカトル切角法
 図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
 方面は0.5キロメートルの間隔
 高さの基準は東京湾の平均海面
 等高線の間隔は、2メートル
 平面直角座標系は、世界測地系の値を補正パラ
 ータにより補正（測地成果2011）

1

この測量成果は、国土地理院長の承認及び勅令を得て
院所外の測量簿及び測量成果を使用し得たものである
(承認番号) 第 13 号公案 3 号 8

この測量成果は、国土地理院長の承認を受けて得たものである
(勅令番号) 第 13 号公案 2 号 6 号 8

この測量成果は、国土地理院長の承認及び勅令を得て
院所外の測量簿及び測量成果を使用し得たものである
(承認番号) 第 18 号公案 9 号 6

この測量成果は、国土地理院長の勅令を受けて得たものである
(勅令番号) 第 23 号公案 6 号 9 号

この測量成果は、国土地理院長の勅令を受けて得たものである
(勅令番号) 第 28 号公案 4 号 6

「この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。
(助言番号) 令3部公第131号」

著作権所有兼発行者 多治見市
許可なく複製を禁ずる